

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 ヘルパー事業所 リン

困ったときは お互いさま
助けられたり 助けたり

居宅において自立した日常生活 または社会生活を営むことができるように

事業所の訪問介護員等は、障がい者の心身の特性を踏まえて、有する能力に応じ、日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介助、または調理、洗濯、掃除、相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行ないます。

地域住民またはその自発的な活動等の連携及び協力に努めるとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者の綿密な連携に努めます。

サービスの主たる対象者

□ 居宅介護 □

- 身体介護・家事援助 -

身体障がい者・知的障がい者・障がい児（身体に障害のある児童・知的障がいのある児童）・精神障がい者

□ 重度訪問介護 □

身体障がい者・障がい児（身体に障害のある児童のみ）

□ 同行援護 □

視覚障がいを有する身体障がい者・視覚障がいを有する障がい児（身体に障がいのある児童のみ）

身体介護

食事介助	食事の介助を行ないます
排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行ないます
入浴介助	衣類着脱、入浴の介助や清拭、洗髪などを行ないます
その他	日常生活に必要な身体介護を行ないます
移乗・移動介助	起き上がる・座る・歩くなどの行為に伴う移動の介助を行ないます

家事援助

調理	利用者の食事の用意を行ないます
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行ないます
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行ないます
その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行ないます 預貯金の引き出し、預け入れは行ないません

重度訪問介護

重度の舌不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや、調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行ないます

同行援護

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、及び移動の援護を行ないます。
排泄・食事等の介助その他外出する際に必要となる援助を行ないます

ご利用料金

利用料金の1割が利用者負担額となります。利用者自己負担金については、所得に応じた減免制度もあります。
サービス利用料金についてはご相談ください。



社会福祉法人 隣の会
お問い合わせ・ご相談は
社会福祉法人 隣の会

〒893-0023 鹿児島県鹿屋市笠之原町 7402-5

TEL.0994-41-0771

FAX. 0994-41-0971

<https://www.rinnokai.org>

隣の会

SEARCH

